（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～十　略］ 十一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第百十二条第一号、第二号（第三十四条第一項、第五十五条第一項及び第六十条第二項に係る部分に限る。）若しくは第五号又は第百十四条第二号若しくは第三号（第六十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［十二～五十九　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第百十二条第二号（第五十五条第一項及び第六十条第二項に係る部分に限る。）若しくは第六号又は第百十四条第二号若しくは第三号（第六十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［十二～五十九　同上］

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第七条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～十　略］ 十一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第百十二条第一号、第二号（第三十四条第一項、第五十五条第一項及び第六十条第二項に係る部分に限る。）若しくは第五号又は第百十四条第二号若しくは第三号（第六十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［十二～五十九　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第百十二条第二号（第五十五条第一項及び第六十条第二項に係る部分に限る。）若しくは第六号又は第百十四条第二号若しくは第三号（第六十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［十二～五十九　同上］

附　則

この規則は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○原子力規制委員会規則第二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十二条の三の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）　別表第一

二　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）　別表第二

三　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令第一号）　別表第三

四　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）　別表第四

五　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）　別表第五

六　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）　別表第六